

所 属	健康福祉環境 部 児童家庭 課		
担当(係)名	家庭福祉係	内 線	2 6 3 7

(款) 3 民生費 (項) 4 児童福祉費 (目) (10) 母子福祉費
(明細書事業名) 母子家庭援護費
母子家庭自立促進事業

1 当初予算(要求)額(千円)

20,875

2 当初予算(決定)額(千円)

12,528

【財源内訳】

国 庫

一般財源

(前年度 4,396)

6,176

6,352

3 事業概要

母子家庭の母の就業による自立を促進するため、母子家庭等就労支援センターを創設し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報提供等に至るまでの一貫した就業・自立支援サービスを提供する事業を実施する。さらに就業を促進するため、指定教育訓練給付講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う者に対する給付金を支給する事業、母子家庭の母を常用雇用した場合に事業主へ奨励金の支給を行う事業を創設する。

4 施策の効果

母子家庭等が抱えている様々な問題を解決するための対策を講じ、自立に向けた総合的な自立支援を実施することができる。

5 要求の内容

(1)母子家庭等就業・自立支援センター事業(12,629千円)(岐阜市を除く市町村)

・就業相談事業・・・就業相談員を配置し、就業カウンセリングを実施するとともに市町村巡回相談を実施

・特別相談事業・・・弁護士による法律相談、税理士による税務相談等

・就業支援講習会事業

・就業情報提供事業・・・就業支援員を配置し、求人開拓を行うとともに求職活動等を支援するために母子家庭等就労支援バンクを設置し、インターネット等を活用した就職情報を提供

・就業支援関係職員研修及び母子家庭等就業・自立支援センター運営協議会の設置

(2)母子家庭自立支援給付金事業(7,718千円)(市を除く町村)

・自立支援教育訓練給付・常用雇用転換奨励金

(3)母子家庭等の生活指導強化事業(528千円)

母子家庭等を対象にしつけ・育児等生活指導講座を開催する。

6 用語の解説

自立支援教育訓練給付金・・・相談を通じて、県が指定した教育訓練給付講座を受講し、職業能力開発を自主的に行う者に対して講座終了後受講料の8割相当額(上限30万円、下限8万円)を支給

常用雇用転換奨励金・・・母子家庭の母を新規にパートタイム労働者等の非常用雇用労働者として雇用し、職業訓練を実施した後、常用雇用(一般)労働者に雇用転換した場合、雇用主に対して奨励金(30万円)を支給

7 決定内容

(1)母子家庭等就業・自立支援センター事業 12,000千円

(2)母子家庭自立支援給付金事業 0千円

(母子家庭等就業・自立支援センターとしての事業が初年度であることから、その実績や、他県での給付事業の実施状況を踏まえた上で、検討することとする。)

(3)母子家庭等の生活指導強化事業 528千円